

# 瑞穂市公共施設等総合管理計画

## 【概要版】



平成 28 年 3 月 策定  
令和 4 年 3 月 改訂



# 瑞穂市公共施設等総合管理計画

## 【概要版】

### 目次

<b>1. 瑞穂市の公共施設</b> .....	<b>1</b>
(1)背景と目的.....	1
(2)計画の位置付け.....	1
(3)対象施設.....	2
1)建物系公共施設.....	2
2)土木インフラ施設.....	2
3)計画期間.....	2
(4)建物系公共施設の築年別整備状況.....	2
(5)建物系公共施設の耐震化.....	3
(6)土木構造物の保有状況.....	3
1)道路施設の状況.....	4
2)橋梁施設の年度別整備量.....	4
3)公園施設の年度別整備量.....	4
4)上水道施設の年度別整備量.....	5
5)下水道施設の年度別整備量.....	5
(7)将来の更新及び改修コストの推計.....	6
<b>2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方</b> .....	<b>6</b>
(1)基本理念.....	6
(2)管理に関する基本的な考え方.....	7
1)点検・診断等の実施方針.....	7
2)維持管理・修繕・大規模改修・更新等の実施方針.....	7
3)長寿命化の推進方針.....	7
4)統廃合等の推進方針.....	7
5)民間活力の活用方針.....	7
6)余剰資産の利活用方針.....	7
7)民間提案を受け入れる仕組みの構築方針.....	7
8)ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進方針.....	7
9)公会計(固定資産台帳)の活用方針.....	7
10)広域的な連携の取り組み方針.....	7
<b>3. 計画の推進</b> .....	<b>8</b>
(1)全庁的な取り組み体制の構築方針.....	8
(2)瑞穂市公共施設マネジメント推進ロードマップ.....	8



# 1. 瑞穂市の公共施設

## (1) 背景と目的

本市では、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、主に昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて公共施設等の建設・整備が行われており、これらの施設は、年月とともに老朽化が進んでいるため、今後施設の更新等が必要になります。

一方、財政状況は、少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の維持管理や新設に必要な予算に比べ、社会保障に係わる予算が増加していきます。また、市民の多様なニーズに対応したサービス水準を維持する取り組みが必要と考えます。

本市では、限られた財源の中、市民のニーズに対応した行政サービスの提供・質の向上を実現していくために、現状の公共施設にかかるコスト情報と施設情報の両面から実態を把握し、課題を抽出したうえで、統一的・一元的な管理を実現するための管理運営方法（投資計画や行政組織等）を定め、公共施設のマネジメントを実施していきます。

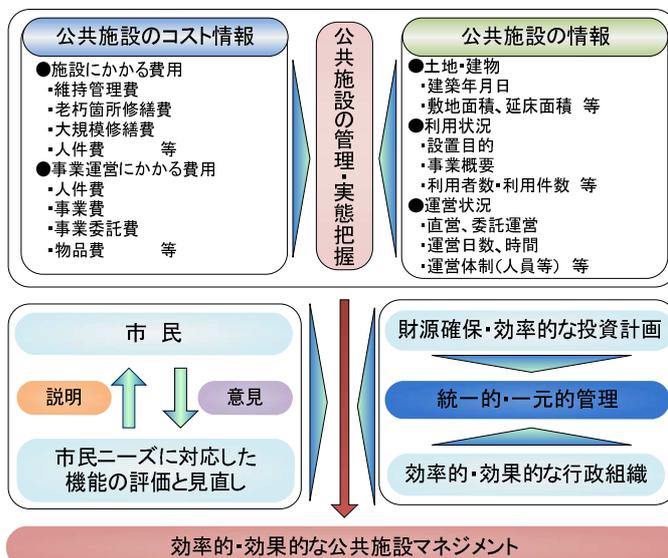


図 1.1 公共施設マネジメントのあり方

## (2) 計画の位置付け

本計画は、本市の「瑞穂市第 2 次総合計画」の下部計画として、総合計画に掲げる道路や橋梁、上・下水道施設等の長寿命化や適正管理、建物系公共施設のマネジメントの推進等の取り組みを具体化するものです。

また、本計画は、建物系公共施設や橋梁等の土木インフラ施設に係わる個別施設計画の上位計画として位置付けます。

なお、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により体系上は、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本市の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

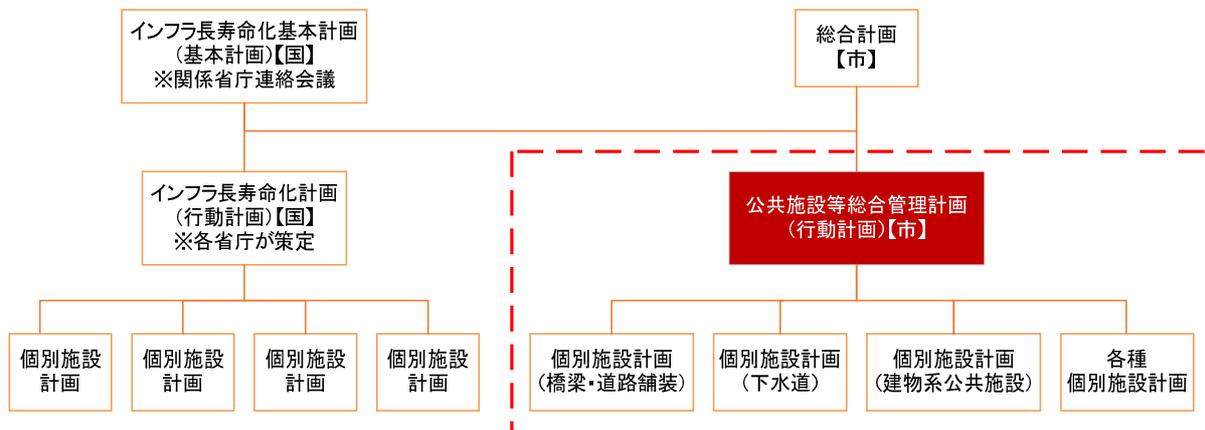


図 1.2 本計画の位置付け

### (3)対象施設

#### 1) 建物系公共施設

建物系公共施設（本市が保有する公共建築物のうち、土木インフラ施設に属するもの以外の施設）は下記の施設を対象とします。

市民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、供給処理施設、その他①（トイレ、付属倉庫等）、その他②（火葬場）、その他③（自転車駐車場）、その他④（排水機場）

#### 2) 土木インフラ施設

土木インフラ施設は下記の施設を対象とします。

道路施設、橋梁施設、公園施設、上水道施設、下水道施設、農業土木施設

#### 3) 計画期間

総合管理計画策定指針においては、計画期間は「少なくとも 10 年以上」としつつ、将来人口の見通しとして約 30 年先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。

一方、本市の人口は、今後 10 年程度は増加すると予想されることから、総合管理計画策定指針に示されている約 30 年に 10 年を加えたうえで、長期的な視野を持ちながら、本市で投資的経費の財源負担が多くなる大規模な更新時期に備えるため、計画期間を 40 年間と設定します。

### (4)建物系公共施設の築年別整備状況

本市の公共施設は、人口の増加に伴い昭和 43 年度～昭和 55 年度（1968 年度～1980 年度）頃に学校教育系施設や子育て支援施設等多くの施設が整備され、築年数 30 年以上の施設が 57.6%となっており、大規模改修が必要な施設が多くなっています。

また、新耐震基準（昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日建築基準法施工法改正（新耐震））で建設された建物の延床面積は、92,850m<sup>2</sup>（59.9%）となっています。

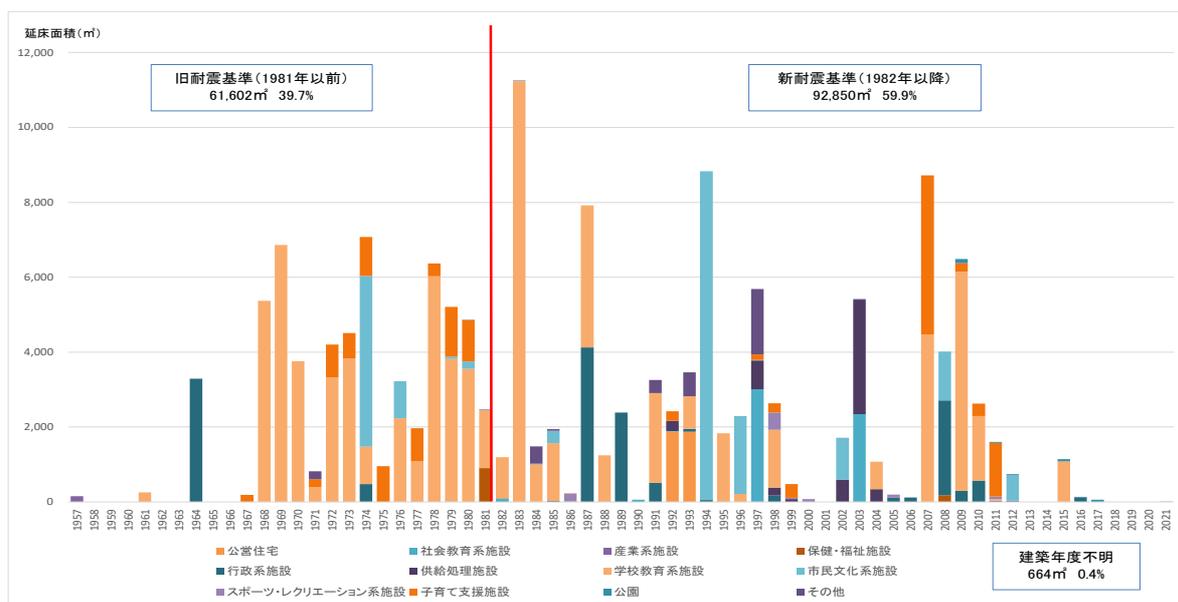


図 1.3 建物系公共施設の築年別整備状況

## (5) 建物系公共施設の耐震化

令和3年(2021年)4月1日時点の施設の耐震化は、旧耐震基準延床面積 61,602m<sup>2</sup> の全てについて実施済みとなっています。

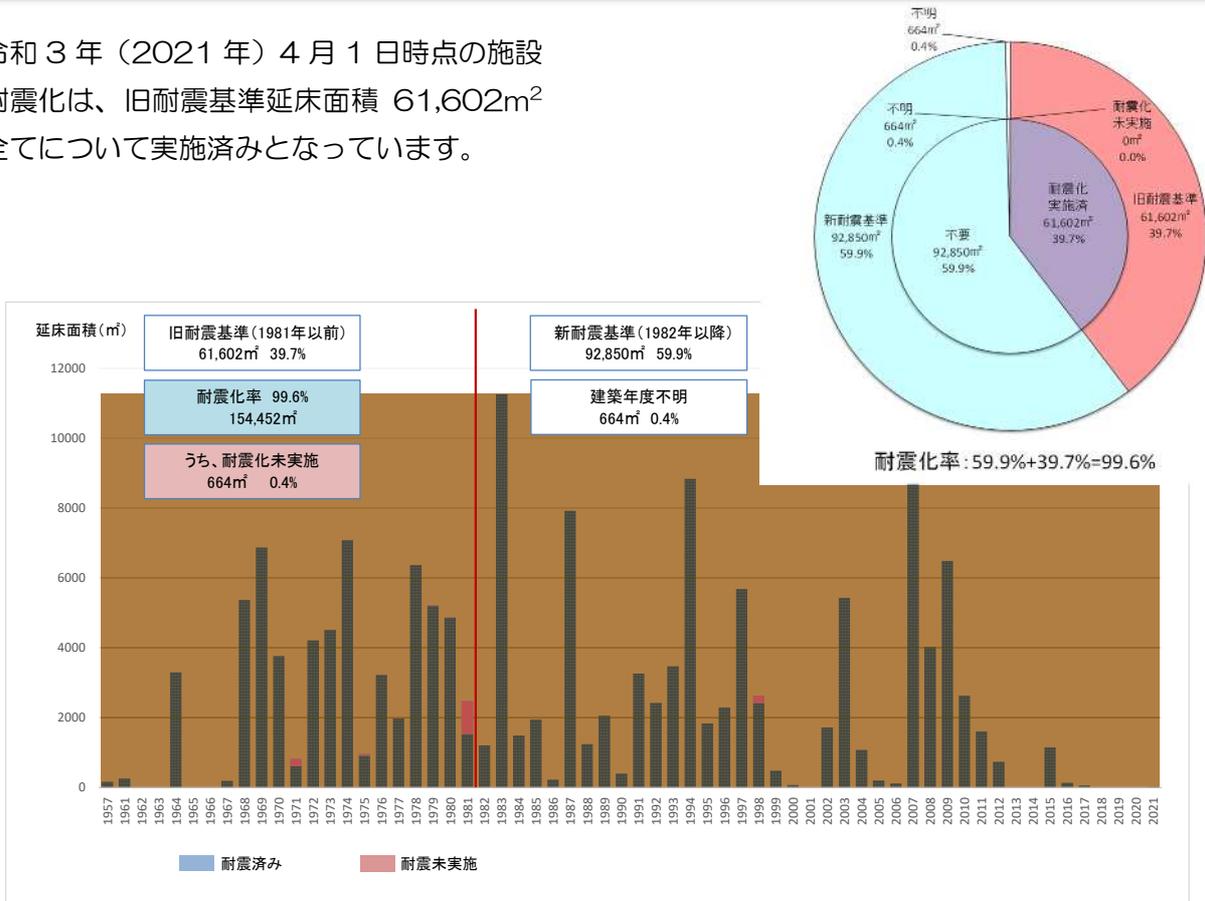


図 1.4 建物系公共施設の耐震化状況

## (6) 土木構造物の保有状況

本市の主な土木構造物(インフラ)の保有状況(令和2年度末現在)を以下に示します。

表 1.1 土木構造物(インフラ)保有状況

施設類型	種類	保有量	
道路施設	1級市道	31 路線 実延長: 47,310m	
	2級市道	20 路線 実延長: 17,326m	
	その他市道	2,223 路線 実延長: 448,684m	
橋梁施設	橋梁	600 橋	
公園施設	都市公園	24 公園	
	緑地公園	13 公園	
	児童遊園地	53 施設	
上水道施設	配水管	329,354m	
	導水管	913m	
	配水施設	水源地 7 施設	
下水道施設	特定環境保全公共下水道(西処理区)	計画処理面積	約 146ha
		敷地面積	約 10,200m <sup>2</sup>
		計画汚水量	約 3,070m <sup>3</sup> /日(日最大)
	農業集落排水処理施設(呂久処理区)	計画処理面積	約 9.5ha
		敷地面積	約 886m <sup>2</sup>
		計画汚水量	約 189m <sup>3</sup> /日(日平均)
	コミュニティ・プラント(別府処理区)	計画処理面積	約 96.4ha
		敷地面積	約 7,400m <sup>2</sup>
		計画汚水量	約 3,300m <sup>3</sup> /日(日最大)

### 1) 道路施設の状況

本市が保有する市道は、令和 2 年度末現在の 1 級市道 31 路線の実延長 43,710m、面積 450,074 m<sup>2</sup>で、2 級市道 20 路線の実延長 17,326m、面積 143,658 m<sup>2</sup>、その他の市道 2,223 路線の実延長 448,684m、面積 2,417,995 m<sup>2</sup>です。道路施設の状況を以下に示します。

表 1.2 道路施設の状況

施設類型	種類	保有量
道路施設	1 級市道	31 路線 実延長：43,710m 面積：450,074m <sup>2</sup> 未舗装道延長：31m 舗装道延長：43,679m
	2 級市道	20 路線 実延長：17,326m 面積：143,658m <sup>2</sup> 未舗装道延長：25m 舗装道延長：17,301m
	その他市道	2,223 路線 実延長：448,684m 面積：2,417,995m <sup>2</sup> 未舗装道延長：76,058m 舗装道延長：372,626m

### 2) 橋梁施設の年度別整備量

平成 26 年度末現在の橋梁保有量は、600 橋です。橋梁の総面積は 24,592m<sup>2</sup>であり、そのうち、架設年度が不明な橋梁の総面積は、13,660m<sup>2</sup>です。

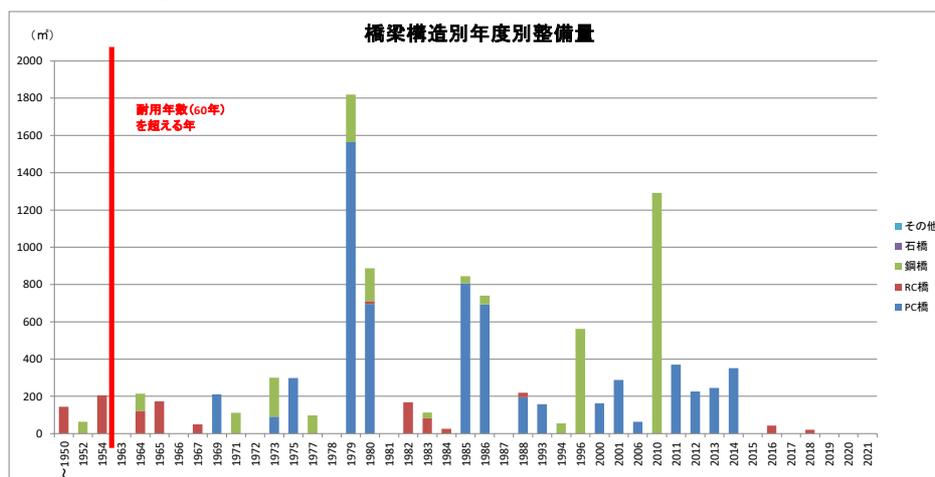


図 1.5 橋梁構造年度別整備量

### 3) 公園施設の年度別整備量

本市が所有する公園施設は、令和 2 年度末現在で 90 施設であり、そのうち、都市公園 24 施設、緑地公園 13 施設、児童遊園地 53 施設です。

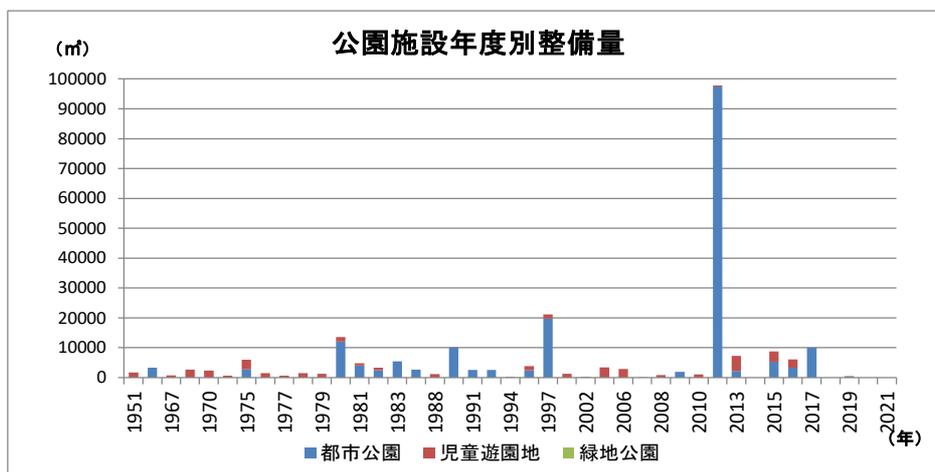


図 1.6 公園施設年度別整備量

#### 4) 上水道施設の年度別整備量

上水道施設は、配水管、導水管、送水管及び配水施設（水源地）に分類されますが、令和 2 年度末現在、配水管の総延長約 329,354m、導水管の総延長 913mで、水源地 7 施設、簡易水道施設 1 施設です。上水道施設の整備年次は、1 回目のピーク昭和 51 年（1976 年）、2 回目のピーク平成 6 年（1994 年）、3 回目のピーク平成 16 年（2004 年）となっており、4 回目のピーク令和元年（2019 年）となっており、令和元年（2019 年）を除いて毎年約 4km の整備実績となっています。

表 1.3 上水道施設の保有量

施設類型	種類	保有量
上水道施設	配水管	329,354m
	導水管	913m
	配水施設	水源地7施設



図 1.7 上水道（管路）の年度別整備延長

#### 5) 下水道施設の年度別整備量

本市が保有する下水道施設には、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）、コミュニティ・プラント（別府処理区）があります。下水道処理人口普及率は、令和 2 年（2020 年）度末現在、11.7%（3 処理区合計）となっています。平成 27 年 3 月 31 日現在の全国平均公共下水道処理人口普及率は、80.6%であるため、瑞穂市の下水道処理人口普及率は、かなり低い状況となっています。また、管渠の整備延長は、平成 14 年（2002 年）が約 15km でピークとなっており、その前後の年に約 8~12 km が整備されています。

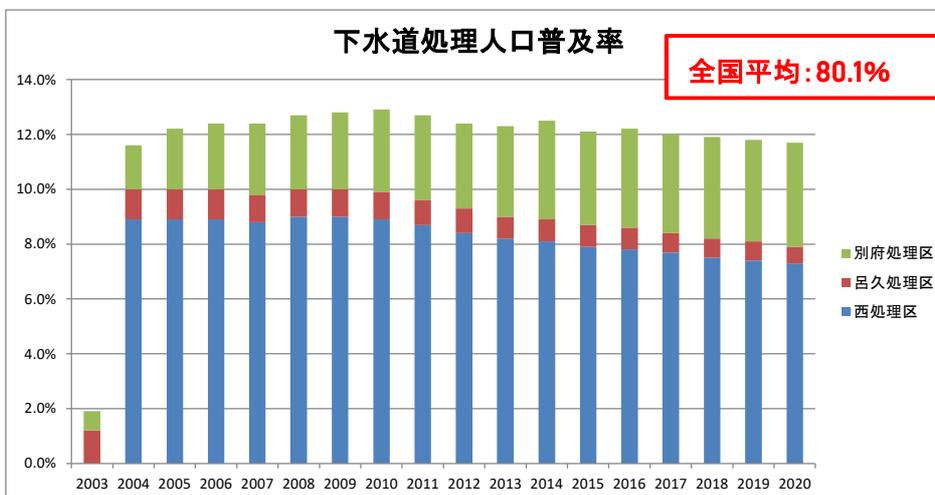


図 1.8 下水道処理人口普及率

## (7) 将来の更新及び改修コストの推計

保有する公共施設等の将来更新費用の推計について、総合管理計画策定指針に基づき、総務省が公表する「公共施設等更新費用試算ソフト」及び、各土木インフラ施設で策定されている長寿命化計画等を活用し、現在保有する公共施設等を将来も同種・同規模で更新した場合の費用を試算します。

保有する各公共施設等の更新の考え方を示すとともに、公共施設等の数量・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化等について、将来コストが財政に及ぼす影響を本市における公共施設等の更新費用の推計により、目安を示します。

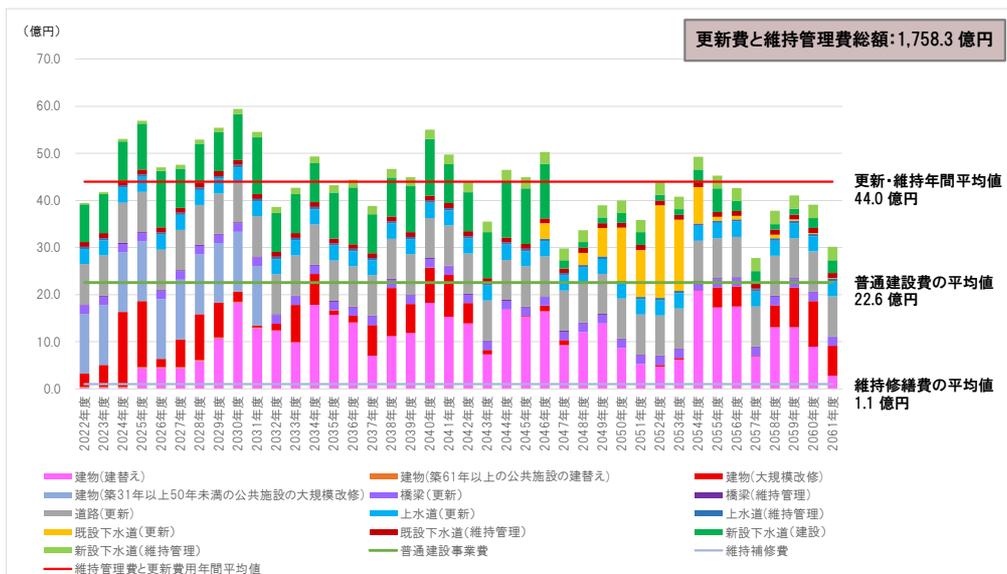


図 1.9 公共施設等の維持管理費と更新費用の推計（下水道を含む）

## 2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本理念を次のように定め、総合計画の共通目標に掲げた「市民が主体の協働のまちづくり」に向けて、市民と行政の協働により、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

#### ① 質と量の最適化

供給（最適な施設量）・品質（安全・安心・快適性の確保）・財務（長期にわたり経済的なコスト）の 3 つの視点から、質と量の最適化に取り組むことで、良質なサービス提供を目指します。

#### ② 公共施設マネジメントの推進

公共施設等の全体像を把握し、全ての市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの観点から、公共施設等の総合的なマネジメントに取り組みます。

#### ③ 市民との問題意識の共有化

公共施設等は大切な資産と捉え、市民と問題意識を共有するとともに、協働して、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

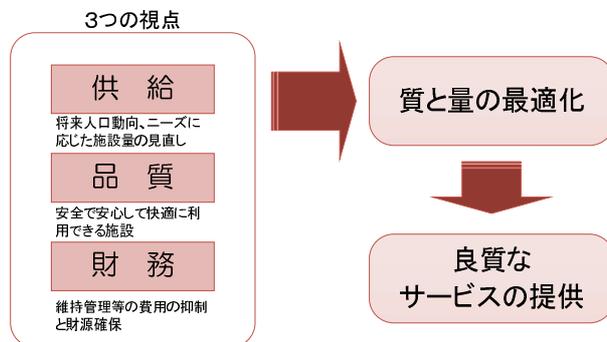


図 2.1 3つの視点と良質なサービスの提供

## (2)管理に関する基本的な考え方

### 1) 点検・診断等の実施方針

施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安心・安全して快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施する必要があります。

### 2) 維持管理・修繕・大規模改修・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れ、トータルコスト縮減・平準化を目指すとともに、必要な施設のみ更新する等、予防保全型の計画を策定し、計画に則った点検・診断・維持・修繕及び更新を行います。

### 3) 長寿命化の推進方針

予防的な修繕や部品の取替えといった耐久性の向上を図るため、継続施設の判定と、それに基づく長寿命化を推進します。また、環境への付加を低減させるため、省エネルギー型施設・設備の導入を進めます。

### 4) 統廃合等の推進方針

公共建築物に対して、多角的な視点から総合評価を行ったうえで統廃合等が必要な施設を抽出し、総量の最適化と合わせて効率的・効果的な機能の再編を計画的に推進します。

### 5) 民間活力の活用方針

今後、財政状況が厳しくなる中、公共施設等の更新・運営を持続的に行うためには、行政による対応だけでは限界があるため、民間活力を導入した公民連携の手法について検討・推進していきます。

### 6) 余剰資産の利活用方針

施設の再配置・統廃合等によりできた余剰資産（土地や建物）や市が保有している遊休資産は、民間への貸し付けや売却を推進するとともに、貸し付け費や売却益は公共施設等の整備・運営の財源に充当します。

### 7) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針

民間活力の導入や余剰資産の利活用においては、効果的なサービス提供のあり方や事業手法、まちの活性化策等、民間からの提案を積極的かつ効果的に受け入れる仕組みを構築します。

### 8) ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進方針

SDGsに取り組む都市として、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を目指します。今後修繕・更新を行う際には、ユニバーサルデザインを考慮した整備や照明器具のLED化を進めていきます。

### 9) 公会計（固定資産台帳）の活用方針

公共施設等に係る維持管理費などと公会計（固定資産台帳）を連携させ、老朽化対策をはじめとする適正な資産管理に活用していきます。

### 10) 広域的な連携の取り組み方針

行政サービスの向上と経費の削減を図るため、近隣自治体との共同利用が可能な公共建築物の抽出と利用の仕組み等について検討を行います。また、公共施設のデータベース化の推進と近隣自治体との共有化についても検討していきます。

### 3. 計画の推進

#### (1) 全庁的な取り組み体制の構築方針

各部署が所管する公共施設等の情報について、横断的かつ一元的な管理を行うことを目的に、公共施設等を効率的に維持管理することができる統括管理部門の設置等を検討します。

統括管理部門は、各部署の調整機能を発揮し、各部署が所管する資産の全てのデータについて、情報収集の権限を有するとともに、公共施設等のマネジメントの推進における、計画方針の改定や目標の見直しを行い、継続的に改善を図れる仕組みを検討します。

また、市長のトップマネジメントを直接的に支援できる組織とし、かつ、財政部局と直接的又は密接に連携することで、市の経営戦略を支援できる組織体制とします。

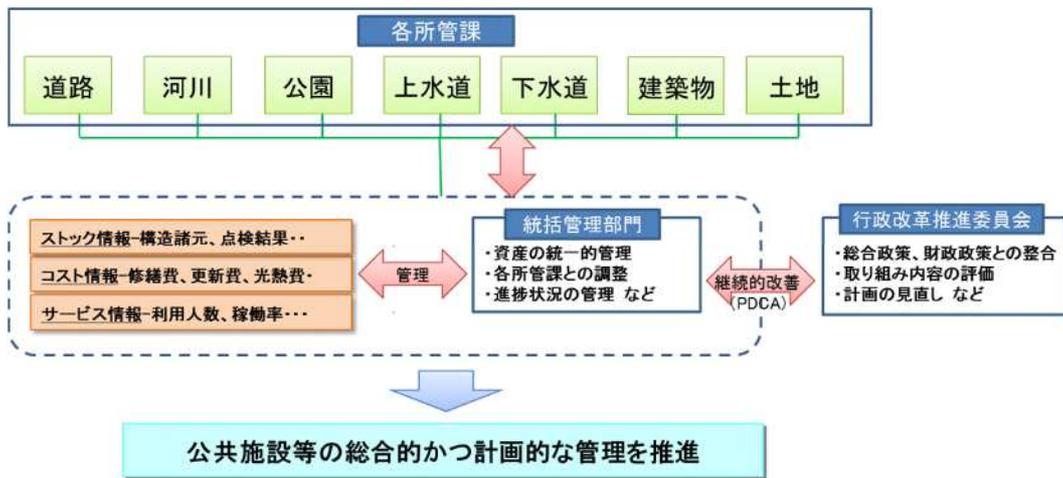


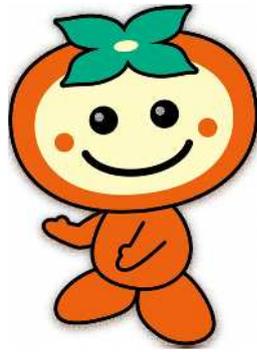
図 3.1 全庁的な取り組み体制イメージ

#### (2) 瑞穂市公共施設マネジメント推進ロードマップ

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
建物系公共施設	公共施設の集約化及び統廃合、余剰施設の利活用												
	未利用地の民間活用の促進												
	学校計画の推進(R42)										計画見直し		
	その他個別施設の長寿命化計画の策定と当該計画の推進												
	道路計画の推進(R27)												
土木インフラ施設	道路計画の推進(中期計画)(R17)												
	橋梁計画の推進(R5)		橋梁計画の推進										
	上水道計画の推進(R12)										計画改訂		上水道計画の推進
	下水道計画の推進(R7)					下水道計画の推進							
	計画改訂												

図 3.2 公共施設マネジメント推進ロードマップ





瑞穂市マスコットキャラクター

**かきりん**

瑞穂市公共施設等総合管理計画

【概要版】